

豊洲五丁目スロープ

名 称	位 置
豊洲五丁目スロープ	豊洲五丁目 1 番地先

豊洲五丁目スロープを利用できる船舶

- 豊洲五丁目スロープを利用できる船舶は、以下のとおりです。
 - 水上バス、水陸両用バスその他の旅客船
 - 防災活動又は震災復興支援活動の用に供する船舶
 - 特殊用務船
 - 規則で定める事業の用に供する一般船舶
 - 一般船舶のうち指定管理者が認める船舶

開場時間・休業日

【開場時間】

- ①4月～8月 午前9時から午後6時まで
- ②3月、9月 午前9時から午後5時30分まで
- ③10月～2月 午前9時から午後4時30分まで

【休業日】

12月29日から翌年の1月3日まで

利用予約

利用予約の方法及び申請連絡先

豊洲パークマネジメントJV(指定管理者)

TEL 03-3520-8819 FAX 03-3520-8829

[受付時間] 9:00～17:00(年末年始 12月29日～1月3日は休み)

- 予約は先着順で受付します。
- 予約の際は利用日の属する月の2ヶ月前の1日から利用日の5日前までに、電話連絡のうえ、FAX(豊洲五丁目スロープ利用予約書)にて予約の申し込みをお願いします。
※豊洲パークマネジメントJVにてFAX受付後に返信をいたします。
※利用予約をした場合は、指定期限までに乗船場利用申請書の提出、又は電話連絡のうえ、FAXにて利用取消をしてください。

利用申請

利用申請の方法及び申請連絡先

豊洲パークマネジメントJV(指定管理者)

住所: 〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目3番6号

TEL 03-3520-8819 FAX 03-3520-8829

[受付時間] 9:00~17:00(年末年始12月29日~1月3日は休み)

- 上記連絡先にて施設の予約を行って下さい。
- 利用日の属する月の2ヶ月前の1日から利用日の5日前までに、江東区水上バスステーション利用申請書(第9号様式)に必要書類を添付し、豊洲パークマネジメントJV(指定管理者)へ提出、又はFAXにより申請してください。
※乗船場の利用時間は、1回(乗船又は下船)につき最大30分となります
- 申請書を受理した後、豊洲パークマネジメントJV(指定管理者)から水上バスステーション利用承認通知書又は不承認通知書が発行されます。

【利用申請書類一覧(添付書類含む)】

- ① 乗船場利用申請書(第9号様式)
- ② 船舶検査証書(写)・自動車検査証(写)
- ③ 不定期航路事業の届出(写)又は旅客不定期航路事業の許可書(写)
- ④ 使用船舶明細書(写)、航路図(写)
※管理運営上、下記書類についても提出を求める場合があります。
- ⑤ 一般旅客定期航路事業の許可書(写)
- ⑥ その他指定管理者が必要と認める書類

承認を受けた事項の変更・取消

- 承認を受けた事項に変更・取消が生じた場合は、電話連絡の上、利用日の3日前までに江東区水上バスステーション利用変更・取消申請書を電話連絡のうえ、FAXしてください。変更内容を示す書類の添付が必要となる場合もあります。

利用日当日の、悪天候、閘門施設の故障又は災害発生により利用できなかった場合

- 利用日当日の変更・取消は、当日電話連絡の上、水上バスステーション利用変更・取消申請書をFAXしてください。
- 取消理由は詳細に記入してください。

利用料

- 利用料は下表のとおりです。
- 利用料は、利用日の翌月に指定管理者の指定の方法でお支払いください。
- 原則として、既納の利用料は返還しません。

船種	単位	利用料
船舶1隻につき	1日1回利用する場合	2,800円
	1日2回以上利用する場合、1回当たり	2,100円

お問い合わせ

豊洲ぐるりパークセンター

豊洲パークマネジメントJV(指定管理者)

住所: 〒135-0061 東京都江東区豊洲二丁目3番6号

TEL: 03-3520-8819 FAX: 03-3520-8829